

○議会情報の公開に係る費用の負担に関する規程

平成15年7月23日

議会議長訓令甲第6号

改正 令和5年3月24日議会議長訓令甲第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、豊島区議会情報公開条例（平成15年豊島区条例第21号）第18条第2項及び豊島区議会個人情報保護条例（令和5年豊島区条例第3号）第30条第2項の規定に基づき、議会情報の写しの交付に要する費用の額について定めるものとする。

(費用の負担額)

第2条 前条に定める費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は前納しなければならない。

附 則

この規程は、豊島区議会情報公開条例の施行の日から施行する。

附 則（令和5年3月24日議会議長訓令甲第3号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年8月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	費用の額
写しの作成（文書、図画又は写真を複写機により複写したもの、フィルムを用紙に印刷したもの及び電磁的記録を用紙に出力したもの）に要する費用	A 3判以下片面刷り 1 枚につき 白黒の場合 1 0 円（カラーの場合 5 0 円）
	A 3判を超え A 2判以下片面刷り 1 枚につき 白黒の場合 2 0 円（カラーの場合 1 0 0 円）
	A 2判を超え A 1判以下片面刷り 1 枚につき 白黒の場合 3 0 円（カラーの場合 1 5 0 円）
写しの作成（電磁的記録を光ディスクに複写したもの）に要する費用	1 枚につき 1 0 0 円
写しの送付に要する費用	郵送料相当額

備考 用紙に複写等をした場合、両面刷りは2枚と数える。